

個人（自営業者、副業）が行う場合

行為	行為の分類	行為の詳細	申請の可否等			使用料	利用条件等
			申請不要	申請必要	禁止行為		
撮影	写真撮影	・社会通念上、客観的にカメラマンが業として撮影していると判断できる撮影 （ウェディングフォト、成人式、卒業写真等の撮影） ・事業を営む者（自営業、一般企業、フリーランス、副業等を含む）が広報に用いることや収益を目的とした撮影（YouTuber、インフルエンサー等も対象）		○		撮影機1台×100円×利用日数	【利用条件】 ・周囲の利用者とトラブル（プライバシーや肖像権の侵害等）にならないよう気を付けて行うこと。 【申請に関して】 以下を記載すること。 ・他者から撮影料を取る場合にはその料金。 ・撮影時間及び写真機の台数。 ※ 仮設の工作物を設置する場合には別途、占用申請が必要。
		・常時機材を設置したまま行う撮影			○	-	-
		・ドローン撮影		○		撮影機1台×100円×利用日数	以下の条件を満たした場合に北浅羽桜堤公園でのみ可能 【利用条件】 ・関係法令を遵守して行うこと。 ・市に有益な撮影とみなしたものに限る。（坂戸市の桜堤公園というのがわかるように編集する等） ・市で行うイベント中は、イベントの所管課の承諾を得ていること。 ・コーン、バリケード、警備員等を配置し撮影エリアを分け、安全対策を図ること。 ・悪天候の場合には中止すること。 ・日の出から日没までの飛行に限る。 ・目視範囲内の飛行とし、小型無人飛行機とその範囲を常時監視して飛行させること。 ・小型無人飛行機は「特定無線設備の技術基準適合証明（技適）」を取得したものであること。 ・操縦者は一等又は二等の操縦士免許を取得した者であること。 ・賠償責任保険に加入していること。 ・その他本市が指示した事項に従うこと。 【申請に関して】 以下を記載、添付すること。 ・他者から撮影料を取る場合にはその料金。 ・撮影時間及び写真機の台数。 ・保安図（コーン、バリケード等の配置がわかるもの）、技適を取得したドローンだということがわかるもの、操縦士免許証の写し、賠償責任保険の写しを添付。
	動画撮影	・社会通念上、客観的にカメラマンが業として撮影していると判断できる撮影 （ウェディングフォト、成人式、卒業写真等の撮影） ・事業を営む者（自営業、一般企業、フリーランス、副業等を含む）が広報に用いることや収益を目的とした撮影（YouTuber、インフルエンサー等も対象）		○		撮影機1台×3,000円×利用時間 ※ 仮設の工作物を設置する場合には別途、10円×面積×日数	【利用条件】 ・周囲の利用者とトラブル（プライバシーや肖像権の侵害等）にならないよう気を付けて行うこと。 【申請に関して】 以下を記載すること。 ・他者から撮影料を取る場合にはその料金。 ・撮影時間及び写真機の台数。 ※ 仮設の工作物を設置する場合には別途、占用申請が必要。
		・常時機材を設置したまま行う撮影			○	-	-

個人（自営業者、副業）が行う場合

行為	行為の分類	行為の詳細	申請の可否等			使用料	利用条件等
			申請不要	申請必要	禁止行為		
撮影	動画撮影	・ドローン撮影		○		撮影機1台×3,000円×利用時間	以下の条件を満たした場合に北浅羽桜堤公園でのみ可能 【利用条件】 ・関係法令を遵守して行うこと。 ・市に有益な撮影とみなしたものに限る。（坂戸市の桜堤公園というのがわかるように編集する等） ・市で行うイベント中は、イベントの所管課の承諾を得ていること。 ・コーン、バリケード、警備員等を配置し撮影エリアを分け、安全対策を図ること。 ・悪天候の場合には中止すること。 ・日の出から日没までの飛行に限る。 ・目視範囲内の飛行とし、小型無人飛行機とその範囲を常時監視して飛行させること。 ・小型無人飛行機は「特定無線設備の技術基準適合照明（技適）」を取得したものであること。 ・操縦者は一等又は二等の操縦士免許を取得した者であること。 ・賠償責任保険に加入していること。 ・その他本市が指示した事項に従うこと。 【申請に関して】 以下を記載、添付すること。 ・他者から撮影料を取る場合にはその料金。 ・撮影時間及び写真機の台数。 ・保安図（コーン、バリケード等の配置がわかるもの）、技適を取得したドローンだということがわかるもの、操縦士免許証の写し、賠償責任保険の写しを添付。
花火、キャンプファイヤー	花火、キャンプファイヤー	・全般			○	-	-

個人（自営業者、副業）が行う場合

行為	行為の分類	行為の詳細	申請の可否等			使用料	利用条件等
			申請不要	申請必要	禁止行為		
販売行為	フリーマーケット等	・フリーマーケット等 （自治会や企業等が行うイベントにおける出店であっても申請が必要）		○		50円×面積×日数	【利用条件】 ・利用の1週間前までに申請すること。 ・園内全域を独占的に利用することを許可しているわけではないので、周囲の利用者に配慮し、譲り合って実施すること。 ・園内の樹木や遊具、施設等を傷つけないこと。 ・地面に杭等を打って設備等を固定する場合や、重機等を使用して設営する場合等については、イベント終了後に整地等を行い、現状復旧させること。 ・来場者及び公園利用者に危害を加えることのないよう、安全に万全を期して実施すること。 ・苦情等には真摯に対応すること。 ・駐車場のある公園を利用する場合、必要最低限の利用に努めること。 ・園内に車を乗り入れる場合には、他の利用者に十分注意すること。 ・使用したことに起因したゴミ、破損等について現状復旧（清掃を含む）を行うこと。
	キッチンカー	・キッチンカー （自治会や企業等が行うイベントにおける出店であっても申請が必要）		○		50円×面積×日数	・飲食物を販売する場合には、衛生管理を徹底すること。 ・その他については別途協議することとする。 【申請に関して】 以下を記載した企画書を添付すること。 ①平面図（使用面積がわかるように） ②スケジュール ③内容（販売をするのであれば、販売するものと金額がわかるもの。） ④仮設工作物、掲出物に関してわかるもの ⑤緊急連絡先 【その他】 ・近隣からの苦情が多い場合には、次年度以降申請があった場合に許可が下りない可能性があるので、万全を期して実施すること。
宗教勧誘及び布教活動	宗教勧誘及び布教活動	宗教勧誘及び布教活動			○	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	本市に相談すること

【補足】

- ・「業」としてとは、営業行為として撮影行為を行う者が、職業又は業務として当該撮影行為を行うことをいう。

【注意事項】

- ・撮影に際しては、周囲の利用者とトラブル（プライバシーや肖像権の侵害等）にならないよう気を付けて行ってください。
- ・上記行為において起きた第三者とのトラブル、事故等については、行為を行った者の責任とし、誠意をもって対応すること。